

消費者基本計画の検証・評価・監視
施策におけるヒアリング項目について

平成 23 年 5 月 13 日
消費者委員会

施策番号 153

- Q 1 消費者庁のインターネット消費者取引研究会のとりまとめの概要とそれに基づく実施内容とタイムスケジュールについて説明されたい。
- Q 2 消費者委員会が提言した、決済代行業を經由したクレジットカード決済によるインターネット取引被害の抑止案について
アクワイアラーと決済代行業者に加盟店管理監督の責任を負わせるべきではないか。
任意登録制度では、決済代行業者やその加盟事業者の適正化を実現することは難しいのではないか。
委員会が提言した、決済代行業者が決済にかかわることの表示の義務付けは実現できないか。
この問題についての国際ブランド会社への協力要請や国際協議の進展状況はどうか。
- Q 3 リース電話や IP 電話等による消費者被害の実情把握とその対策について説明されたい。
- Q 4 プロバイダ責任制限法の問題点はいよいよ顕著である。インターネット通信が悪質な詐欺的商法的手段として多く使われている実情をふまえ、同法の改正を急ぐべきではないか。